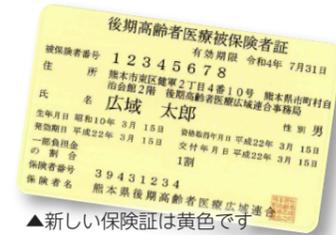


後期高齢者医療の保険証を送ります

☎ 保険介護課高齢者医療係
☎ 63-1420

新しい黄色の保険証（後期高齢者医療被保険者証）を送ります

水色の保険証の有効期限は7月31日(土)までです。新しい黄色の保険証を7月末までに簡易書留郵便（受け取りの印鑑などが必要）で送ります。8月1日(日)からは新しい黄色の保険証を使ってください。なお、新しい保険証に書いてある一部負担金の割合（1割または3割）は、令和3年度の市県民税の課税所得を基に判定しています。



▲新しい保険証は黄色です

後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証（減額証）、後期高齢者医療限度額適用認定証（限度証）をお持ちですか

医療機関の窓口で支払う医療費や入院時の食事代が減額される「減額証」は、世帯の全員が市県民税非課税の人を対象に、医療費のみが減額される「限度証」は、住民税課税所得が145万～689万円までの人を対象に交付しています。

制度の利用には申請が必要です。詳しくは保険証に同封されるチラシをご覧ください。

- 現在、水色の減額証、桃色の限度証を持っている人**
有効期限は7月31日(土)です。8月1日(日)以降も負担区分に変更がない人には、新しい有効期限の黄色の減額証、桃色の限度証を保険証に同封して送ります。更新手続きは不要です。
- 減額証、限度証を持っていない人**
保険証と印鑑を持参し、保険介護課高齢者医療係で申請してください。

令和3年8月から対象要件と限度額が変わります 介護保険負担限度額認定申請はお済みですか

☎ 保険介護課介護保険係
☎ 63-1418

市民税非課税世帯の人は、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、短期入所生活介護、短期入所療養介護（ショートステイ）利用時の居住費と食事の負担が軽減されます。

軽減を受けるには申請が必要です。既に適用を

受けている人も7月末で適用期間が満了となります。引き続き適用を受ける場合は、8月末までに申請をしてください。

- 申請場所** 保険介護課介護保険係
- 必要なもの** 本人と配偶者が保有する全ての通帳（申請前に必ず記帳してください）、有価証券など

●負担段階と限度額（**太枠**内は変更後の内容）

利用者負担段階	対象者	預貯金資産要件※2	居住費				食費の限度額（ショートステイ）
			従来型個室（特養）	多床室	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	
第1段階	・生活保護受給者など ・世帯※1全員が市民税非課税で老齢福祉年金受給者	単身で1,000万円以下	490円 (320円)	0円	820円	490円	300円
第2段階	世帯※1全員が非課税で、前年の合計所得額、課税年金収入額、非課税年金収入額の合計が80万円以下の人	単身で650万円以下	490円 (420円)	370円	820円	490円	390円 (600円)
第3段階①	世帯※1全員が非課税で、前年の合計所得額、課税年金収入額、非課税年金収入額の合計が80万円を超えて120万円以下の人	単身で550万円以下	1,310円 (820円)	370円	1,310円	1,310円	650円 (1,000円)
第3段階②	世帯※1全員が非課税で、前年の合計所得額、課税年金収入額、非課税年金収入額の合計が120万円を超える人	単身で500万円以下					1,360円 (1,300円)

※1 世帯には世帯分離している配偶者も含まれます。
※2 世帯に配偶者がいる場合、預貯金資産要件は1,000万円が加算されます。

保険料の算定方法が変わりました 後期高齢者医療保険料（確定額）の通知書を送ります

☎ 保険介護課高齢者医療係 ☎ 63-1420

令和2年中の所得（収入）額と世帯状況（令和3年4月1日現在）から算定した保険料額の決定通知書と納付書を7月中旬に送ります。新しく後期高齢者医療制度に加入した人は、これまで加入していた健康保険とは保険料の支払方法や支払時期が違うことがあります。



【令和3年度の保険料】

今年度から下記のとおり保険料の所得要件などが変更になりました。詳しくは保険料額の決定通知書でご確認ください。

均等割額 [50,600円] ^{変更点①} + 所得割額 [(総所得金額等 - 43万円) × 9.95%] ^{変更点②}

※所得が低い人や被用者保険被扶養者だった人（75歳到達後から2年以内）は保険料が軽減されます。

変更点① 均等割額の軽減対象者の所得要件が変更されました

●令和2年度まで

対象者の所得要件 (世帯主及び世帯の被保険者全員の軽減判定所得※1の合計額)	均等割の軽減割合	軽減後の均等割額
33万円以下	7.75割	11,385円
33万円以下で世帯の被保険者全員の年金収入がそれぞれ80万円以下（各種所得なし）	7割	15,180円
33万円 + 28万5千円 × 世帯の被保険者数以下	5割	25,300円
33万円 + 52万円 × 世帯の被保険者数以下	2割	40,480円



●令和3年度から

対象者の所得要件 (世帯主及び世帯の被保険者全員の軽減判定所得※1の合計額)	均等割の軽減割合	軽減後の均等割額
43万円 + 10万円 × (給与・年金所得者の数※2 - 1) 以下	7割	15,180円
43万円 + 28万5千円 × 世帯の被保険者数 + 10万円 × (給与・年金所得者の数※2 - 1) 以下	5割	25,300円
43万円 + 52万円 × 世帯の被保険者数 + 10万円 × (給与・年金所得者の数※2 - 1) 以下	2割	40,480円

※1 均等割の軽減判定所得金額等は、専従者控除や譲渡所得特別控除の適用前の金額です。また、年金所得については15万円を控除した額で判定します。
※2 「給与・年金所得者の数」とは、給与収入が55万円を超えるか、年金収入が110万円を超える（65歳以上の場合、65歳未満の場合は年金収入が60万円を超える）人の合計人数です。

変更点② 保険料の所得割額の基礎控除が変更されました

税制の見直しにより基礎控除額が**33万円**から**43万円**に変更されました